

<出店までの流れ>

市ホームページ「町田市都市公園におけるキッチンカー等出店者登録申請要領」
及び「補足資料」を確認

以下資料を町田市公園緑地課へ提出（窓口又は郵送）

受付期間：2025年2月7日（金）～2月28日（金）午後5時まで

【提出書類】

- ①登録申請書（様式1） ②出品メニュー表（様式2）
- ③車検証の写し ④車両の写真（全景とナンバープレートが分かる写真）
- ⑤都道府県税・区市町村民税に滞納がないことを証明する書類

《調理を必要とする飲食物の販売を行う場合》

- ⑥営業許可証の写し（都内一円）※、⑦食品衛生責任者等の写し
（※調理が不要な飲食物のみの販売を行う場合は⑥「営業届出の証明書の写し」）

《野菜を販売品目とする場合》

- ⑧「認定農業者」又は「認定新規就農者」と分かる書類の写し

・その他、審査の際に市から求められた資料

申請者へ決定通知及び市ホームページに公表（3月6日（木）頃）

※登録されただけでは、公園への出店はできません。出店調整や許可の手続きが必要です

審査（1週間程度）

登録が決定した者（以下：出店者）は、以下書類を公園緑地課へ提出

- ・消防に関する書類の提出（初回出店時のみ）
- ・制限行為の許可申請書、使用料等減免申請書の提出（初回出店時のみ）
- ・出店日程表（出店する月のおおよそ2週間前の市が指定する日）

出店調整

- ・制限行為の許可書を発行（初回出店時のみ）
- ・出店調整を行い、出店場所・日時を出店者へメールにて通知及び市ホームページに公表

出店（出店調整した場所・日時に限る）

出店した月の最終日を含む7日以内に「販売実績報告書（様式4）」を提出

登録申請手続き

出店手続き

※詳細については、「町田市都市公園におけるキッチンカー等出店者登録申請要領」をご参照ください。